

令和4年10月11日
指 導 室

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について

区立学校において発生した、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態について、学校いじめ問題調査委員会の調査結果を報告する。

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）より

(2) に該当する事案について：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。

(1) (2) に共通すること：児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 事案の概要及び江東区教育委員会の見解について

(1) 事案ア

① いじめられた児童	区立小学校3年生（令和3年度当時）
② いじめを行った児童	区立小学校3年生（令和3年度当時）
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和3年4月から令和3年6月
④ いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 主ないじめの態様	いやなことを言われたりされたりする

【概要】

学校は、当該児童の保護者の申し立て等により、当該児童に対するいじめを認知したものの、事実の把握が十分ではなかったために、初期の対応に遅れが生じた。

昨年度、いじめられた児童は教室に入れなかった状況が続いていたが、オンラインにて授業に参加した。ブリッジスクールへも休まず通っており、体験的な活動にも積極的に参加した。今年度においては、4月から教室への復帰ができており、ブリッジスクールへの通室も併用して行っている。

今後も、いじめられた児童および保護者の気持ちを第一に、当該学校と教育委員会が連携していじめの解消を図っていくことと、被害児童のさらなる支援を図っていく。

(2) 事案イ

① いじめられた児童	区立小学校6年生（令和3年度当時）
② いじめを行った児童	区立小学校6年生（令和3年度当時）
③ いじめに係る行為が行われたとされる期間	平成30年から令和2年9月24日
④ いじめ発見のきっかけ	本人・保護者からの訴え
⑤ 主ないじめの態様	いやなことを言われたりされたりする

【概要】

学校は、関係児童の聞き取り調査及び当該児童及び保護者の申し立て等により、令和2年9月24日に起こった当該児童に対するいじめを認知している。しかし、事実の把握や保護者との連携等が十分ではなかったために、初期の対応に遅れが生じた。また、平成30年～令和元年の期間に行われていたと考えられるいじめの行為については、当時の記録の不備等により、具体的な事実を特定することができなかった。

昨年度、いじめられた児童はいじめを行った児童に会うこと等に対し不安があり、学校復帰はできていない状況であった。いじめられた児童および保護者の気持ちを第一に、いじめられた児童が進学した中学校と教育委員会が連携して、さらなる支援を図っていく。

(3) 事案ウ

① いじめられた児童	区立小学校6年生（令和3年度当時）
② いじめを行った児童	区立小学校6年生（令和3年度当時）
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和3年5月から令和3年6月
④ いじめ発見のきっかけ	本人・保護者からの訴え
⑤ 主ないじめの態様	いやなことを言われたりされたりする

【概要】

学校は、当該児童及び保護者の申し立てにより、いじめを行った児童との人間関係において苦痛を感じていたことが認められたため、いじめられた児童に対するいじめを認知した。その後、いじめられた児童及び保護者と対応方法について話し合いを続けるとともに、いじめを行った児童への指導を保護者も交えて行った。いじめられた児童は、一時は教室で学習することができるようになったが、その後漠然とした不安を感じるようになり、別室にてオンラインにおける学習をする状況が続いた。

今年度、いじめられた児童といじめを行った児童は別々の中学校へ進学し、いじめられた児童は区立中学校へ進学している。今後も、当該中学校と教育委員会が連携をして、いじめられた児童への支援を図っていく。

(4) 事案エ

① いじめられた生徒	区立中学校1年生（令和3年度当時）
② いじめを行った生徒	区立中学校1年生5名（令和3年度当時）
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和3年6月14日から令和3年11月29日
④ いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 主ないじめの態様	いやなことを言われたりされたりする

【概要】

学校は、関係生徒の聞き取り調査及びいじめられた生徒及び保護者の申し立て等により、令和3年6月14日から令和3年11月29日に起こったいじめを行った生徒5名のいじめを認知している。その後、いじめられた生徒及び保護者と対応方法等について話し合いを続け、いじめを行った生徒への指導を行った。昨年度、いじめられた生徒は教室に入れない状況が続いていたため、ブリッジスクールへの通室を実施した。

現在、いじめられた生徒は登校している。今後も継続して学校いじめ対策委員会での情報共有を密にし、当該学校と教育委員会が連携していじめられた生徒の様子を注視していく。